

株主各位

第 123 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2022 年 6 月 9 日
日産自動車株式会社

目 次

1. 事業報告の「4. 会計監査人の状況」	… 1 頁
2. 事業報告の「5. 会社の体制及び方針」	… 2 頁
3. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	… 10 頁
(参考情報)「連結包括利益計算書」	… 11 頁
4. 連結計算書類の連結注記表	… 12 頁
5. 計算書類の「株主資本等変動計算書」	… 23 頁
6. 計算書類の個別注記表	… 24 頁

上記の事項は、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nissan-global.com/JP/IR/>)に掲載することにより、株主の皆様に提供したものとみなされる情報です。

1. 事業報告の「4. 会計監査人の状況」

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査委員会が同意した理由

521 百万円

当社監査委員会において、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

892 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、社債発行のためのコンフォートレター作成等についての対価を支払っております。

③当社の重要な子会社(「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(6) 重要な子会社の状況」に記載)のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

①解任の決定の方針

- ・監査委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合には、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。
- ・監査委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる等、会計監査人による適正な監査の遂行に重大な支障が生じることが予想される場合、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定します。

②不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況を確認した上で、独立性、専門性、品質管理体制及びグローバル展開している当社事業に対応できる監査能力等の観点から、より高い能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

2. 事業報告の「5. 会社の体制及び方針」

- 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記の通りであります。
- (1) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①法令に基づく会社の機関設計として指名委員会等設置会社制度を選択した上で、取締役会において、経営の基本方針等、法令、定款及び取締役会規則に定めた重要事項の決定を行う。
 - ②効率的で機動的な経営を行うため、原則として業務執行の決定に関する権限(法令で定められた取締役会専決事項に係るものを除く)を大幅に執行役に委譲する。
 - ③執行役社長兼最高経営責任者等を構成員として、事業戦略、重要な取引・投資等の会社の重要事項について審議し議論するエグゼクティブコミッティ、及び会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置する。
 - ④地域及び特定の事業領域に関する事項を審議し議論するマネジメントコミッティを設置する。
 - ⑤マネジメント手法の一つとして、クロス・ファンクション（機能横断的活動）がある。なかでも、クロス・ファンクショナル・チーム（CFT）は、会社が取り組むべき各種の課題や問題に対応している。
 - ⑥社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い、各執行役及び使用人の権限と責任を定める権限基準を整備する。
 - ⑦中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。
- (2) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①世界中のグループ会社で働く全ての社員を対象として「グローバル行動規範」を策定し、その周知・徹底を図る。
 - ②行動規範の遵守を確実なものとするため、eラーニング等の教育プログラムを充実させる。
 - ③当社の取締役や執行役等を対象に、「取締役・執行役等の法令遵守ガイド」を策定し、その遵守を徹底する。
 - ④反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むものとし、当社の役員・従業員は、万一反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司及び専門の委員会に報告し、その指示に従う。
 - ⑤当社の役員・従業員は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとるものとし、そのような不正・犯罪行為又はそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司及び専門の委員会に報告し、その指示に従う。
 - ⑥これらの遵守状況をチェックし、遵守を保証するための仕組みとして、「グローバルコンプライアンス委員会」を設置する。グローバルコンプライアンス委員会が検知したコンプライアンス課題のうち本社執行役及びマネジメントコミッティ議長に関連したものについては、監査委員会に直接報告を行う。
 - ⑦内部通報制度を導入し、社内外に窓口を設置することにより、社員からの意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について直接当社マネジメントに伝えることを可能とし、執行役等のマネジメントの関与の疑義がある案件については、通報先を監査委員会として関係する執行役等が通報者及び通報内容を知りえない体制とする。
 - ⑧社内規程を整備し、教育・研修プログラムを通じて、周知・徹底と啓発を行う。
 - ⑨金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するべく努めている。当社における財務報告にかかる内部統制には、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準(J-SOX)に準拠して実施するテスト、評価及び報告の手続を遵守することを含んでいる。プロセスを整備し、適切に運用するべく取り組むとともに、検出された会計及び内部統制に関する不備を適切にフォローアップし、その是正に取り組む。

- ⑩取締役会は、その構成員の過半数及び議長に独立性を有する社外取締役(独立社外取締役)を選任し、執行役からの定期的な報告受領、独立社外取締役のみによる会合の定期開催、筆頭独立社外取締役の設置、事務局の人員・機能の充実化及び独立性確保等の諸策を講じる等して、執行役等の職務執行状況の監督に注力するとともに、その実効性について、3年に一度、第三者評価機関による評価を受ける。
 - ⑪監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とし、適切な資質・能力を有する取締役を選任し、執行役等の職務執行状況を監査する。また取締役会の監督機能の実効性についても、適切に監査する。
 - ⑫当社及びグループ会社の業務執行に関するプロセス、ポリシー、法令その他の問題について遵守がなされているかの監査を定期的に行うことを目的に、監査委員会の管轄の下、専門の内部監査部門を設置し、有効かつ効率的なグループ・グローバルな内部監査を行う。また、リージョンの内部監査部門を設置し、当社のグローバル内部監査室の統括の下に内部監査を行う。
 - ⑬監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で随時連携を行う。
 - ⑭ルノーその他の主要株主又はアライアンスの相手方である三菱自動車工業株式会社と当社との間における利益相反の可能性に鑑み、当社の代表執行役は、ルノーその他の主要株主若しくは三菱自動車工業株式会社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役その他の役職員を兼任してはならないものとし、当社の代表執行役就任時に当該役職員に就任している場合には、速やかに兼任を解消するための措置を採るものとする。
 - ⑮ルノーその他の主要株主若しくはアライアンスの相手方である三菱自動車工業株式会社又はその子会社若しくは関連会社において取締役、執行役等を務めた経験を有する取締役は、当該勤務経験先と当社グループとの間で利益が相反する可能性のある議案が当社の取締役会に上程される場合には、当該議案の審議及び決議に参加しないものとする。
 - ⑯当社・ルノー・三菱自動車工業株式会社間のアライアンスに関する活動については、三社で共同運営する機能に関するものも含め、当社の取締役会、エグゼクティブコミッティ、関係する執行役等の指揮、監督のもと行う。また、関連する意思決定は、権限基準に基づき、当社の取締役会、執行役、又は従業員が法令を遵守し、当社・ルノー・三菱自動車工業株式会社間の利益相反の可能性にも配慮した上で行う。
 - ⑰社内組織の新設又は変更にあたり、法務、経理、財務その他の管理部署の牽制機能を阻害する可能性のある権限分掌構造を採用しないものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、発生率の低減を図るとともに、万一発生した場合に会社に与える被害の最小化に努め、その目的達成のため、「グローバルリスク管理規程」に基づき行動する。
 - ②全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下、リスク管理マニュアルを策定する等具体的対策を講じる。
 - ③全社的レベルのリスク以外の個別のビジネスリスクの管理は、それぞれのリスク管理責任者が担当し、リスクの発生を極小化するために、本来業務の一環として必要な措置を講じる。
 - ④内部監査部門は、監査委員会の管轄の下、リスクベースの手法による内部統制の状況に対するアシユアランス、及び必要に応じたコンサルティングの提供を目的として、関連する監査基準等に従って監査活動を行う。
- (4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①法令及び社内規則の定めるところに従い、当社の執行役の職務の執行に係る文書その他の情報を保存し、適切に管理する。
 - ②各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、書面又は電子システムによって決裁し、適切に保存・管理する。

- ③これらの情報は、主管部署が秘匿管理に配慮した厳格な管理を行っており、特に重要な経営会議体に関する資料等については、当社の取締役、執行役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、合理的な範囲で閲覧できる仕組みとする。
 - ④情報の作成・利用・管理等に関するポリシーを整備し、情報の適切な保管・管理を徹底のうえ、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。さらに、情報セキュリティ委員会を設置し、全社的な情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する意思決定を行う。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①適正かつ効率的で統一的なグループ経営が行われるよう、グループ会社横断的な各種マネジメントコミッティを設置する。
 - ②マネジメントコミッティを通じて、グループ会社に対して情報を伝えるとともに、当社の経営方針を共有し、国内外のグループ会社の意思決定が効率的かつ迅速に行われることを確保する。
 - ③各グループ会社においても、明確で透明性の高い権限基準を策定するため、当社は協力する。
 - (b) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①グローバル行動規範の下に、グループ各社は各社独自の行動規範を策定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、法令や企業倫理の遵守を図っている。グローバルコンプライアンス委員会では、定期的に国内外のグループ会社の状況をモニターし、さらなる法令及び定款の遵守並びに企業倫理の徹底に取り組む。また、グループ会社でも内部通報制度を導入し、意見・質問・要望等を直接所属会社又は当社に提出する仕組みを整備する。
 - ②内部監査部門は、グループ会社の業務執行の監査を実施するとともに、リスクマネジメント、コントロール及びガバナンスプロセスの有効性の評価並びに向上を目的として監査を実施する。
 - ③監査委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行う。
 - ④特にグループ会社に対する内部監査その他のモニターの範囲や頻度等については、特定されたリスク、当該グループ会社の規模や業態、重要性等に応じて適宜、合理的な差異を設ける場合があり得る。
 - (c) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①グループ会社は、グローバルリスク管理規程に基づき行動する。
 - ②グループ全体に影響を与えるグループ会社のリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下具体的対策を講じる。
 - ③上記以外のグループ会社のリスクに関するマネジメントは、それぞれのグループ会社が責任をもち、リスクの発生を極小化するために必要な措置を講じる。
 - (d) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

上記(a)ないし(c)で述べた体制のほか、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携等複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社に求め、その把握に努める。
- (6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する当社の監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社の監査委員会の職務を補助するための組織として監査委員会事務局を設置し、スタッフを必要数配置し、監査委員の指揮命令の下にその職務を遂行する。
 - ②当該スタッフの評価は監査委員間で協議し、人事異動や懲戒処分については、監査委員会の同意を必要とする。

- (7) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制
- ①当社の監査委員会は、年度監査計画を策定し、監査を実施する。当該計画には社内各部門による業務報告を含み、これに従って、取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は報告を実施する。
 - ②当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は、会社の業績・信用に大きな悪影響を及ぼしたものの、又はそのおそれのあるもの、グローバル行動規範その他の行動規範への重大な違反行為、又はそのおそれのあるもの、及びこれに準じる事項を発見した場合、速やかに当社の監査委員会に報告する。
 - ③当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は、当社の監査委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。
 - ④内部監査部門は、リスクベースの監査計画及び監査発見事項等を当社の監査委員会に継続的に報告する。
- (b) 子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制
- ①当社の監査委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行い、グループ各社の監査役は、当社の監査委員会に対して、グループ全体に影響を与える事項を中心に報告を行う。
 - ②グループ会社の役員等及び使用人は、当社の監査委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。
 - ③当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人(内部監査部門に所属する者を含む。)は、上記(5)の体制を通じて報告を受けたグループ各社の事項について、上記(a)の通り、当社の監査委員会に対して報告を実施する。
- (c) 上記(a)ないし(b)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対処を行う。
- (8) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査委員からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年、必要と認められる一定額の監査費用予算を設ける。
- (9) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①当社の監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とすることで、独立性をより強化する。その上で、監査委員会の監査の実効性を確保するため、常勤監査委員を1名以上置く。
 - ②監査委員会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と適宜連携する。監査委員会は、内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行う。内部監査部門は、内部監査の基本方針、年度計画、予算及び人員計画について監査委員会の承認を得ることとし、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告する。内部監査部門の責任者の人事及び評価については監査委員会の承認を得る。
 - ③社長兼最高経営責任者を始めとする執行役と監査委員会は、定期的に又は監査委員会の求めに応じて会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

- ④監査委員会は、重要会議等に出席し、意見を述べるができるほか、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役及び従業員に対して説明又は報告を求めることができる。
- ⑤監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換を行う等、随時連携を行う。

● 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記体制の運用状況の概要は、下記の通りであります。なお、取締役会は、その責任において、当該体制と方針の実行状況を継続的にモニターしております。また、内部統制について担当する執行役を選定し、かかる執行役が議長を務める内部統制委員会を通じて、継続的に内部統制システムの実行状況、及び改善状況の把握に努めております。

(1) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、社外取締役7名を含む12名で構成されており、経営の基本方針等、法令、定款及び取締役会規則に定めた重要事項の決定並びに個々の取締役及び執行役の職務の執行の監督を行っている。当事業年度において取締役会は14回開催された。業務執行の決定に関する権限は、大幅に執行役に委譲されているが、執行の内容をモニタリングするための業務執行報告を当事業年度の取締役会（14回中11回）において毎回実施した。
- ・執行役社長兼最高経営責任者等を構成員として、事業戦略、重要な取引・投資等の会社の重要事項について審議し議論するエグゼクティブコミッティ、及び会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置し、効率的かつ効果的な経営を行っている。
- ・社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、権限基準が整備されており、常に透明性が高く、迅速かつ効果的な意思決定が確保されるよう、当該基準について定期的及び必要に応じ見直し・改定を行っている。

(2) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グローバルコンプライアンス委員会の統括のもと、リージョナルコンプライアンス委員会を地域ごとに配置して、違法行為や非倫理的行為を未然に防ぐグローバルな体制を構築している。法令・倫理遵守機能を高めるため、各地域、拠点が連携しながらコンプライアンスの周知徹底と違法行為の未然防止活動に取り組んでいる。グローバルコンプライアンス委員会は当該事業年度においては、6月と12月に開催され、各地域のコンプライアンスオフィサーが参加した。
- ・当社では、グローバルに従業員一人ひとりがコンプライアンスを徹底し、企業活動が正しく行われるよう、グローバルで統一した内部通報制度を導入している。当該内部通報制度は「SpeakUp(スピークアップ)」という名称のもと導入されており、従業員やその他の関係者が匿名で通報し、双方向に秘匿なコミュニケーションを行うことが可能となっている。当社は従業員に対して、行動規範や内部規程の違反行為を報告するように促すとともに、通報者への報復を禁じる方針を定めており、それがコンプライアンス制度の土台となっている。
- ・役員及び従業員がコンプライアンスに関する施策や行動規範の内容を確実に理解・尊重できるよう、積極的にグローバルレベルで研修を行っている。
- ・国内車両製造工場における完成検査に係る不適切な取扱いに関し、当社は再発防止に向けた取り組みを進めてきた。2020年4月までに、計画していた全93項目の再発防止策につきその実施が完了し運用を継続している。特に、経営会議メンバーの工場訪問などによる風通しの良い職場づくり、コンプライアンス意識向上のためのコンプライアンスイベントの開催やコンプライアンス教育など、完成検査問題の風化を防止するための取り組みを実施し、継続してコンプライアンス強化を図っている。
- ・金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するべく努めている。この取り組みにあたり、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準(J-SOX)に準拠して実施するテスト、評価及び報告の各手続を遵守している。重要な内部統制プロセスは十分に文書化されており、その内部統制の有効性の評価と完全な理解が可能となっている。また、J-SOXで検出された事項に加えて会計監査及び内部監査上の指摘事項にも対処している。すなわち、当社経理部は各リージョンの経理・財務担当部署とともに改

善の進捗や対応状況を定期的に検討するとともに、グローバルコントローラーのもと、内部統制について改善点を有する全てのリージョンと四半期毎にステアリングコミッティを開催している。これによって当社経理部は他のリージョンが直面している課題を理解することができ、関連する分野についての潜在的なリスクを認識することができる。このような情報共有の仕組みにより、既存の課題に対処するだけでなく、問題の未然の防止にも取り組んでいる。また、この取り組みの内容は監査委員会委員長にも共有されている。

- ・内部監査部署として、独立した組織であるグローバル内部監査機能を監査委員会の管轄の下、設置している。各地域では統括会社に設置した内部監査部署が担当し、より高度な専門性を有する販売金融、IT 及びモノづくりの分野では各地域を横断的に監査するグローバルな専門チームを設置している。Chief Internal Audit Officer の統括の下、全ての内部監査は、グローバルに効率的かつ統一的に実施している。内部監査は、監査委員会の承認を受けた監査計画に基づき実施され、監査委員会へ定期的に監査結果を報告している。また、監査結果は関係部署及び役員へ適宜報告されている。
- ・当社は取締役会室を設置しており、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための情報収集が円滑・適切に行われ、社外取締役のみによる会合も含めて、執行を監督する立場から当社のコーポレートガバナンス及びビジネスに関する事項等について幅広く議論するために、必要な活動運営を行っている。2021 年度の実効性については実効性評価を実施し、その評価結果の概要は当社「コーポレートガバナンスに関する報告書」において開示する。なお、監査委員会は、かかる取締役会の実効性について、適切に監査を実施し、その結果を取締役会へ報告している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社はグローバルリスク管理規程に基づき、グループ全体で活動を推進している。具体的には、事業環境の変化に対応するため、プロセスの見直しとともに、リスク管理の専門部署による役員層と各拠点のリーダーへのインタビューと各機能部署へのヒアリングを毎年実施。拠点からのフィードバックも反映し、様々なリスクを洗い出している。それらリスクのインパクトと切迫度、コントロールのレベルを定量的・定性的に評価し、コーポレートリスクマップの見直しを行っている。そして CEO が議長を務めるコーポレートリスクマネジメント委員会において、全社的に管理すべきリスクとその管理責任者を決定し、責任者のリーダーシップのもと、各リスクへの対策に取り組んでいる。当事業年度において、コーポレートリスクマネジメント委員会を 2 回開催した。内部監査の専門的な知見を活かしてプロセスの有効性についても確認をしている。
- また、災害・操業リスクに対応する専門部署を創設し、危機発生時に迅速かつ連携のとれた対応を行うことで、事業継続リスクに対して網羅的に対応する体制を整えた。
- ・国内外の連結会社とも連携を深め、グループ全体でリスクマネジメントの基本的なプロセスやツールの共通化、情報の共有化を進めている。

(4) 執行役の職務の執行に係る 情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報セキュリティ全般に対する取組みの基本方針である情報セキュリティポリシーをグローバルに展開し、情報セキュリティ委員会のもと、PDCA を回した対策を図っている。特に、グローバルで発生する社内外の情報漏えい事案については随時捕捉し、タイムリーに情報セキュリティの強化を実施することにより、確実に対応している。同ポリシー徹底のため、情報セキュリティに関する社内教育を継続的に実施し、周知・定着を図っている。当該事業年度において、情報セキュリティ委員会を 3 回開催した。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・各種マネジメントコミッティ、グローバルコンプライアンス委員会、グループ会社監査、グループ各社の監査役を集めての会合等のほか、グループ各社代表役員等と個社毎にコミュニケーションをとる事でガバナンスの状況把握、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携等複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社から受けている。

- (6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する当社の監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社の監査委員会の職務を補助するための組織として監査委員会事務局を設置し、専任のスタッフを必要数配置し、監査委員の指揮命令の下にその職務を遂行している。
 - ・当該スタッフの評価は監査委員間で協議し、人事異動や懲戒処分については、監査委員会の同意を得ている。
- (7) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社の監査委員会は、内部統制システムの構築・運用状況を含む業務執行の監査の一環として、年度監査計画に従って、また、必要に応じ、執行役、執行役員及び使用人から、当社及びグループ会社の業務執行に関する報告を受けている。
 - ・当社の監査委員会は、定期的に内部監査部署から、当社及びグループ会社の業務執行に関する監査の結果の報告を受けている。
 - ・当社の監査委員は、主なグループ会社を定期的に訪問しており、その際、各社社長及び役員から業務の執行状況の報告を受けているほか、各社監査役とも意見交換を実施している（訪問に代わり、オンライン形式を活用の上、受けた報告及び実施した意見交換を含む）。また、当社の監査委員会は、グループ各社の監査役との情報及び意見交換を目的とした会合（オンライン形式を活用したものを含む）を定期的に実施して連携を図ること等により、グループガバナンスの強化に取り組んでおり、かかる会合でグループ各社の監査役は、年度監査計画及び重点課題の進捗状況等を報告している（当該事業年度においては2回開催した）。なお、グループ各社社長及び役員からの報告、各社監査役との意見交換及びグループ会社の監査役との定期会合については、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、オンライン形式も活用して実施している。
 - ・グローバル行動規範及びグローバル内部通報規程において、従業員は行動規範の違反を察知した場合には速やかに報告する義務を負っている旨、報告者は報復を受けることのないよう保護される旨定め、周知を図っている。
- (8) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査委員からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年、必要と認められる一定額の監査費用予算を設けている。
- (9) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社の監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とすることで、独立性をより強化している。その上で、監査委員会の監査の実効性を確保するため、常勤監査委員を1名置いている。
 - ・当社の監査委員会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と適宜連携している。また、当社の監査委員会は、内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行っている。一方、内部監査部門は、内部監査の基本方針、年度計画、予算及び人員計画について監査委員会の承認を得ることとし、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告している。内部監査部門の責任者の人事及び評価については監査委員会の承認を得ている。
 - ・当社の監査委員会委員長である永井素夫は、社長兼最高経営責任者をはじめとする執行役と、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行っているほか、重要会議等に出席して、意見を述べるとともに、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役、執行役員及び使用人に対して説明又は報告を求めている。また、同氏が収集した情報については、適時に他の監査委員にも共有されている。

- ・当社の監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換を行う等、随時連携を図っている。

3. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年 4 月 1 日
至 2022年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	605,814	817,071	3,629,938	△139,259	4,913,564	61,902	△10,639
会計方針の変更による 累積的影響額			△8,828		△8,828	47	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	605,814	817,071	3,621,110	△139,259	4,904,736	61,949	△10,639
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			215,533		215,533		
自己株式の取得				△385	△385		
自己株式の処分		△185	△345	1,583	1,053		
連結範囲の変動			7,020		7,020		
持分法の適用範囲の変動			161		161		
関連会社の子会社に対す る持分変動		△414			△414		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						△58,521	27,869
当期変動額合計		△599	222,369	1,198	222,968	△58,521	27,869
当期末残高	605,814	816,472	3,843,479	△138,061	5,127,704	3,428	17,230

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	連結子会社の 貨幣価値変動 会計に基づく 再評価積立金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△36,498	△906,200	△77,536	△968,971	395,233	4,339,826
会計方針の変更による 累積的影響額				47	△268	△9,049
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△36,498	△906,200	△77,536	△968,924	394,965	4,330,777
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						215,533
自己株式の取得						△385
自己株式の処分						1,053
連結範囲の変動						7,020
持分法の適用範囲の変動						161
関連会社の子会社に対す る持分変動						△414
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△1,611	393,430	60,654	421,821	54,018	475,839
当期変動額合計	△1,611	393,430	60,654	421,821	54,018	698,807
当期末残高	△38,109	△512,770	△16,882	△547,103	448,983	5,029,584

(参考情報)「連結包括利益計算書」

連結包括利益計算書
(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純利益	238,770
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△59,947
繰延ヘッジ損益	26,958
連結子会社の貨幣価値変動会計に基づく再評価積立金	△140
為替換算調整勘定	350,835
退職給付に係る調整額	58,794
持分法適用会社に対する持分相当額	74,351
その他の包括利益合計	450,851
包括利益	689,621
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	637,354
非支配株主に係る包括利益	52,267

4. 連結計算書類の連結注記表

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

(1) 連結子会社	240社	(国内 99社、海外 141社)
国内車両・部品販売会社	神奈川日産自動車(株)、日産自動車販売(株) 日産部品中央販売(株) 他40社	
国内車両・部品製造会社	日産車体(株)、愛知機械工業(株)、ジャトコ(株) 他7社	
国内物流・サービス会社	日産トレーディング(株)、(株)日産フィナンシャルサービス、(株)オーテックジャパン 他43社	
在外会社	北米日産会社、日産インターナショナル社、英国日産自動車製造会社、メキシコ日産自動車会社 他137社	
非連結子会社	16社	(国内 10社、海外 6社)
国内会社	ヨコキ(株) 他9社	
在外会社	日産マニュファクチャリングタンジールメディタレーニアン 他5社	

なお、上記の非連結子会社は、総資産・売上高・当期純損益・利益剰余金等を勘案しても比較的小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていない。

(2) 持分法適用会社	37社	
非連結子会社	1社	(国内 0社、海外 1社) ローズキルンリテール社
関連会社	36社	(国内 21社、海外 15社) ルノー、東風汽车有限公司、三菱自動車工業(株)、日産東京販売ホールディングス(株) 他32社
持分法非適用会社	20社	
非連結子会社	15社	ヨコキ(株) 他14社
関連会社	5社	(株)サン 他4社

なお、上記の非連結子会社及び関連会社については、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がない。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の異動状況	
連結新規	37社 ジャトコツール(株) 他36社
連結除外	7社 日産プリンス群馬販売(株) 他6社
持分新規	4社 日産カーテクノ山口(株) 他3社
持分除外	11社 ジャトコツール(株) 他10社

異動の主な理由は、新規会社はガバナンス強化のため、連結の範囲及び持分法の適用を再検討したことによるものであり、その他の除外会社は清算、株式譲渡等によるものである。

2. 連結子会社の決算日等に関する事項

- (1) 連結子会社のうち、決算日が連結決算日(3月31日)と異なる子会社は次のとおりである。
 - ・1月31日が決算日の会社・・・横浜マリノス(株)
 - ・12月31日が決算日の会社・・・裕隆日産汽車股份有限公司、メキシコ日産自動車会社 他33社
- (2) 12月31日が決算日の会社のうち、メキシコ日産自動車会社他21社については、連結決算日における仮決算による財務諸表で連結している。また、1月31日が決算日の横浜マリノス(株)、12月31日が決算日の裕隆日産汽車股份有限公司他12社については、各社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について調整を行ったうえで連結している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券……………
- ・満期保有目的の債券…償却原価法
 - ・その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの…時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)
 - 市場価格のない株式等…移動平均法に基づく原価法
- なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。
- ②デリバティブ…………… 時価法
- ③棚卸資産…………… 通常の販売目的で保有する棚卸資産…主として先入先出法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産は主として耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法を採用している。リース資産(使用権資産を含む)の耐用年数は見積耐用年数又はリース期間とし、残存価額は実質的残存価額とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。一部在外関係会社においては、国際財務報告基準(IFRS)第9号及び米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第326号の適用に伴い、金融資産について予想信用損失モデルによる減損を認識している。
- ②製品保証引当金…………… 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年～15年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として7年～24年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。一部の在外連結子会社は数理計算上の差異について回廊アプローチを適用し、従業員の平均残存勤務期間あるいは従業員の平均余命期間にて費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの事業は、製品及びサービスの特性に基づいて、自動車事業と販売金融事業に区分される。自動車事業は、主に自動車及び部品の製造と販売を行っている。販売金融事業は、自動車事業の販売活動を支援するために、販売金融サービス及びリース事業を行っている。

自動車事業における自動車及び部品の販売は、顧客が自己の意思で製品を使用、売却することができる時点で支配が移転したと考えられることから、通常、顧客に製品を引渡した時点で収益を認識している。一定期間にわたりサービスを提供する取引には、主に有償の延長保証及びメンテナンスサービスの提供があり、履行義務の充足に応じて収益を認識している。収益は顧客との契約に基づく対価にて測定され、当該金額から税務当局等の第三者のために回収する金額を除いている。

当社グループは、主に販売店に対して特定期間の車両総販売台数や特定のモデルの販売台数等に基づき販売奨励金を支給しており、最頻値法を用いて計算した額を車両の販売時に売上高から控除している。

対価については契約に基づいた販売条件により支払いを受けており、対価に含まれる金融要素に金額的重要性はない。

なお、製品の販売における顧客との契約には、製品に材料上又は製造上の不具合が発生した場合に、無償で部品の交換又は補修を行うことを約する条項が含まれており、この保証に係る費用に対して製品保証引当金を認識している。当該引当金に係る会計方針については、3 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ②製品保証引当金に記載している。

販売金融事業における販売金融サービスに係る利息収益は、利息相当額を契約期間にわたり認識している。ファイナンス・リース取引に係る収益は、利息相当額をリース期間にわたり認識している。オペレーティング・リース取引に係る収益は、リース料総額を契約に基づくリース期間に按分し認識している。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|--|
| ①ヘッジ会計の方法…………… | 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等の内、外貨建売上債権に係るもの以外については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。 |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象… | ・ヘッジ手段 … デリバティブ取引
・ヘッジ対象 … 主として外貨建債権債務等 |
| ③ヘッジ方針…………… | 連結計算書類作成会社のリスク管理規定及びデリバティブ取引に関する権限規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク等を一定の範囲内でヘッジしている。 |
| ④ヘッジ有効性の評価方法… | ヘッジ手段とヘッジ対象の取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略している。 |

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれん(のれん相当額)は重要性に応じ、20年以内のその効果が発現すると認められる一定の年数にわたって均等償却を行っている。但し、金額が僅少な場合は、すべて発生時の損益として処理している。

2010年4月1日以降に発生した負ののれん(負ののれん相当額)は、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理している。

(9) 連結納税制度の適用

連結計算書類作成会社及び一部の子会社は連結納税制度を適用している。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

連結計算書類作成会社及び一部の国内子会社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、グループ通算制度への移行を創設した改正(令和2年法律第8号)を織り込む前の税法の規定に基づいている。

4. 会計方針の変更

(1) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

これによる主な適用影響は、国内販売子会社における車両の小売販売について、収益認識の時点、従来の車両の登録時から顧客への引渡時に変更したことや、当社の国内子会社が代理人として行う取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識することに変更したことである。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減している。

この結果、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高は50,254百万円、売上原価は55,527百万円それぞれ減少し、税金等調整前当期純利益が4,909百万円増加している。また、利益剰余金の当期首残高は、8,828百万円減少している。

収益認識会計基準等の適用により、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示している。

(2) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）等を当連結会計年度の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用している。なお、連結計算書類に与える影響は軽微である。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととした。

5. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記している。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「支払補償費」は重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記している。また、特別損失に区分掲記していた「新型コロナウイルス感染拡大による操業停止等に伴う損失」は重要性が乏しいため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示している。

6. 会計上の見積り

(1) 固定資産の減損損失

当社グループは、事業セグメント（自動車・販売金融）及び相互補完性を考慮した地域区分に基づいて資産のグルーピングを行い、固定資産の減損の兆候の判定、減損損失の認識及び測定を行っている。減損損失の認識及び測定において将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額を、減損損失の測定において割引率を合理的に見積もっている。

将来キャッシュ・フローの見積りに使用される前提は、経営会議において承認された事業計画に基づいており、過去のマーケットシェアの状況や利益率、第三者による予測データを参考にした地域毎の市場成長率、新型コロナウイルス感染症拡大や半導体供給不足等を含めた関連する市場動向や現在見込まれる経営環境の変化等を考慮している。正味売却価額の算定においては、不動産鑑定評価額等を参照するほか、一般に入手可能な市場情報を考慮している。割引率は、加重平均資本コストを基に、各国のカントリーリスク等を考慮して算定している。

当連結会計年度において減損の兆候が認められた資産グループについて減損テストを実施した結果、欧州の自動車事業の事業用資産について11,580百万円、遊休資産等について5,393百万円の減損損失を計上した。当連結会計年度の連結計算書類に含まれる自動車事業の事業用資産の残高は、2,452,478百万円である。

資産グループに関連する市場動向、経済環境や会社の事業計画の前提条件に重要な変化が生じ、将来キャッシュ・フローや正味売却価額を修正した場合には、固定資産の減損損失を新たに認識もしくは追加計上する可能性がある。

(2) 繰延税金資産

将来加算一時差異の解消及び実現可能なタックスプランニングを考慮してもなお残存する将来減算一時差異等に対して、上述した経営会議において承認された事業計画に基づき、将来の課税所得を合理的に見積もったうえで、繰延税金資産の回収可能性評価を行っている。当連結会計年度の連結計算書類に計上している繰延税金資産の純額は156,553百万円である。

市場の動向、経済環境や会社の事業計画の前提条件に重要な変化が生じ、将来の課税所得の見積額を修正した場合、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性がある。

(3) 貸倒引当金

当社グループは、金融債権等の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能となる金額について過去実績を基礎として見積り、貸倒引当金として計上している。回収不能額を見積もる際には、顧客の信用リスクや担保資産価値について評価している。また、新型コロナウイルス感染症拡大などにより経済指標の著しい悪化が見込まれる等、外部環境の変化により債権の信用リスクが変動した場合には、必要に応じて、関連する要素を追加的に考慮し算定している。例えば、過去の実績に基づく見積りが市場予測と大きく異なる場合や、個別の信用リスクや担保資産の価値が毀損した場合には、見積りと実績に差が生じ引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性がある。

国際財務報告基準(IFRS)第9号及び米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第326号を適用している在外関係会社においては、予想信用損失モデルによる減損に基づき貸倒引当金を認識している。IFRS9においては、信用リスクに応じてステージを分類した上で予想信用損失を算定するのに対し、ASC326においては、ステージの分類はせず、全ての金融債権について残存期間の予想信用損失を算定する。将来発生すると予測されるデフォルトによる信用損失は現在価値で測定することが求められている。IFRS及びASCにおける引当金は、過去の実績、中古車価格、失業率やインフレ率などのマクロ経済要因の予測など、信用リスク評価の前提条件の変動によって増加又は減少する可能性がある。

当連結会計年度の連結計算書類に計上している販売金融事業の貸倒引当金は118,592百万円である。

(4) リース車両残価損失

主として北米地域の関係会社において、リース期間の終了したリース車両の売却収入が、リース期間の終了時における当該資産の帳簿価額を下回る場合に生じる損失に備えるため、リース車両に対し残価損失を見積計上している。当連結会計年度の連結計算書類の機械装置及び運搬具(純額)に計上されているリース車両残価損失は107,787百万円である。

このような残価損失は、見積残存価額が変動した場合、減価償却費の増加又は減少として認識することになる。残価損失の見積りは、主にリース車両の予想売却価格、予想返却率に基づいて更新される。これらは中古車販売実績、リース車両の車両返却率、新車販売動向、中古車の供給状況、顧客の嗜好、マーケティング戦略、一般的な経済状況等、多くの要因に影響を受けるが、これらに限定されるものではない。なお、中古車市場価格が下落し減損の兆候が識別され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、リース車両の減損が発生する可能性がある。

(5) リコール等の市場措置費用

当社グループは、届出等に基づく市場措置が必要と認められた場合には、製品保証費用の見積りとは別に、その見積額を未払費用として計上している。費用の見積りにおいては、対象となるモデルの市場流通台数、市場措置の予想実施率、台当たり市場措置金額及び付帯費用に基づいて将来予想される発生見込額を算定している。なお、市場措置の予想実施率については、販売地域、ブランド、車齢別の過去実績等に基づき見積りを行っている。当連結会計年度の連結計算書類に計上しているサービス保証料は72,184百万円である。

四半期毎に市場措置の推移を確認し、実際の発生が見積りと異なることがあり、未払費用の追加計上もしくは取崩を行う可能性がある。

7. 追加情報

(1) 車両配給契約をめぐる紛争に関連する損害賠償訴訟

2019年7月4日、アル・ダハナは当社、当社の連結子会社である中東日産会社及び持分法適用関連会社である日産ガルフに対し、車両配給契約をめぐる紛争に関連する損害賠償訴訟をドバイ第一審裁判所に提起した。2021年9月29日には一審の判決で、当社及び中東日産会社に対し1,159,777,806.50ディルハム及びその利息の支払いを命じる決定があった。

当社は契約上の義務を完全に履行していると認識しており、この判決を不服として控訴しているが、当判決を鑑み、当判決時において、判決額及びその利息の合計額である38,758百万円を「販売費及び一般管理費」に計上している。

(2) ロシアとウクライナをめぐる地政学的な問題の影響

当社及び連結子会社は、ロシアとウクライナをめぐる地政学的な問題の影響が少なくとも一定期間続くものと仮定し、最善の見積りに基づき、当連結会計年度においてロシア及びウクライナ事業に関する費用を152億円計上している。また、2022年3月23日に発表されたルノーのロシア事業に関するノンキャッシュ費用影響の当社持分相当額374億円を、持分法による投資利益に計上している。

しかしながら、ロシアとウクライナをめぐる地政学的な問題の影響は不確定要素が多く、今後の状況変化に応じて、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産	
販売金融債権	2,109,503百万円
機械装置及び運搬具（純額）	515,637
計	2,625,140
(2) 上記担保資産の対象となる債務	
短期借入金	508,391百万円
長期借入金	1,167,263
(1年内返済予定を含む)	
計	1,675,654

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	5,973,584百万円
(内、リース資産)	146,209百万円)

3. 保証債務等の残高

(1) 保証債務残高	16,493百万円
(内、従業員向け 15,720百万円、その他 773百万円)	
(2) 保証予約残高	6百万円

4. 偶発債務

・タカタ製エアバッグ・インフレーターに関連した訴訟

主に米国及びカナダにおいて、タカタ製エアバッグ・インフレーター(膨張装置)に関連した様々な集団訴訟と民事訴訟、また州等による訴訟が、当社及び連結子会社と他の自動車製造会社に対して提起されている。訴訟は、エアバッグ・インフレーターの不具合を主張し、原告が費やした費用や原告の主張する車両の価値の下落などの経済的損失等、さらに特定のケースでは人身傷害に対して、損害賠償や懲罰的損害賠償を請求している。米国における集団訴訟の多くは、フロリダ州南区連邦地方裁判所に移送され、連邦広域係属訴訟（以下「MDL」という。）として統合された。当社と北米日産会社は、MDLにおいて係争中の米国における集団訴訟を解決することになると見込まれる、顧客を重視した多数のプログラムによる和解提案について同意した。2017年9月、MDLの裁判所は提案された和解案を暫定的に承認し、2018年2月、同裁判所は和解案を最終的に承認した。87.9百万ドルの和解金の支払いは完了した。現時点では、上記以外に進行中の訴訟もあるが、将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないために、当該偶発事象に係る損失について引当金は計上していない。

・有価証券報告書の虚偽記載に関連した訴訟

過去の有価証券報告書の虚偽記載の結果、現在、国内外で訴訟に発展している案件がある。今後の進行状況等によっては、当社の連結業績に影響が生じる可能性がある。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,220,715千株
------	-------------

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額
該当事項なし。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	19,573百万円(1株当たり配当額5円)
基準日	2022年3月31日
効力発生予定日	2022年6月29日

(注) 配当金の総額は、ルノーに対する配当金の内、ルノー株式に占める当社持分相当の配当金を控除したものである。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、リスクを適切なレベルに維持しつつ資金の運用管理を効果的に行うことを目的として、短期的な預金や低リスクの短期投資を行っている。

資金調達については、短期・長期の銀行借入れ、社債、コマーシャル・ペーパー及び債権流動化による調達など、流動性リスクを低減する為に調達手段の多様化を行っている。

当社グループは、製品販売の対価として受取手形や売掛金を保有しており、契約に基づいた販売条件により資金回収を行っている。また、製品の開発・製造、販売に必要な部品・資材・サービスを調達しており、各種支払い条件に基づいた期日の債務を保有している。

デリバティブ取引は、主として外貨建債権債務の為替変動リスクの回避、有利子負債の金利変動リスクの回避、及びコモディティの価格変動リスクの回避を目的としてグループ内のリスク管理規定に基づき行っており、投機目的の取引は行っていない。

販売金融事業においては、厳格な与信審査により顧客へのオートローンやリース、ディーラーへの在庫金融や運転資金ローンなどを中心とした金融サービスを提供している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 販売金融債権(*2)	6,238,086		
貸倒引当金(*3)	△119,291		
小計(*4)	6,118,795	6,034,293	△84,502
(2) 投資有価証券(*5)	414,153	319,542	△94,611
(3) 長期貸付金	7,640		
貸倒引当金(*3)	△2,742		
小計	4,898	4,904	6
資産計	6,537,846	6,358,739	△179,107
(1) 社債(*6)	2,734,796	2,680,968	53,828
(2) 長期借入金(*6)	3,027,219	2,995,406	31,813
(3) リース債務(*6)	134,568	134,434	134
負債計	5,896,583	5,810,808	85,775
デリバティブ取引(*7)	30,860	30,860	—

(*1) 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、有価証券、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパーは、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略している。

(*2) 販売金融債権の連結貸借対照表計上額は、割賦繰延利益等36,664百万円を控除したものである。

(*3) 販売金融債権及び長期貸付金に個別に計上された貸倒引当金は控除している。

(*4) 連結貸借対照表計上額と時価の差額は、主に割引率によるものである。

(*5) 非上場株式及び有限責任事業組合への出資は、「(2) 投資有価証券」には含めていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	637,133
有限責任事業組合	3,600

(*6) 社債、長期借入金及びリース債務には、流動負債における1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及びリース債務をそれぞれ含んでいる。

(*7) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、最も低いレベルに分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 その他有価証券 株式	1,905	—	—	1,905
資産計	1,905	—	—	1,905
デリバティブ取引(*1)	—	30,860	—	30,860

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 販売金融債権	—	—	6,034,293	6,034,293
(2) 投資有価証券 その他有価証券 株式	317,637	—	—	317,637
(3) 長期貸付金	—	—	4,904	4,904
資産計	317,637	—	6,039,197	6,356,834
(1) 社債	—	2,680,968	—	2,680,968
(2) 長期借入金	—	2,995,406	—	2,995,406
(3) リース債務	—	134,434	—	134,434
負債計	—	5,810,808	—	5,810,808

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、取引所の価格によっている。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、第三者から入手した相場価格を用いて算定、又は金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載している。

販売金融債権

販売金融債権の時価は、債権の回収期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローに対し、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類している。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、個々の貸付金ごとの将来キャッシュ・フロー（元利金）を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類している。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び市場で観察可能な信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率を市場で観察可能な基礎条件に基づき算出し、当該利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、国内及び海外において、賃貸等不動産を所有しており、主に自動車及び部品の販売店舗等を有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
109,650	117,322

(注1) 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主として、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	自動車事業	販売金融事業	
日本	1,407,121	38,178	1,445,299
北米	3,131,777	87,632	3,219,409
内、米国	2,602,958	913	2,603,871
欧州	1,055,764	—	1,055,764
アジア	860,008	2,304	862,312
その他	946,824	3,633	950,457
顧客との契約から生じる収益	7,401,494	131,747	7,533,241
その他の源泉から生じる収益	19,398	871,946	891,344
外部顧客への売上高	7,420,892	1,003,693	8,424,585

(注) その他の源泉から生じる収益は、主に企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく利息収入等及び企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益である。これには、在外関係会社が適用している国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」及びIFRS第16号「リース」、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第310号「債権」等の金融商品に関する各基準及びASC第842号「リース」に基づく収益が含まれる。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
受取手形	60,944	36,741
売掛金	441,075	363,125
	502,019	399,866

顧客との契約から生じた債権は「受取手形、売掛金及び契約資産」に計上している。

なお、当社グループにおける契約資産の残高に重要性はない。

契約負債

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
契約負債	257,960	287,592

契約負債は「流動負債」及び「固定負債」の「その他」に含めて計上している。契約負債は主に、自動車代金の前受、有償の延長保証及びメンテナンスサービスに関するものであり、収益の認識に伴い取り崩される。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、100,232百万円である。

また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務の主な内容は、自動車及び部品の販売、有償の延長保証並びにメンテナンスサービスの提供である。当社グループは、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年内の自動車及び部品の販売に関する契約等について注記の対象に含めていない。残存履行義務の充足が見込まれる時期ごとの収益は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	77,799
1年超5年以内	138,445
5年超	9,031
合計	225,275

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,170円 17銭
1株当たり当期純利益	55円 7銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項なし。

その他の注記

該当事項なし。

記載金額については、百万円未満を四捨五入して表示している。

5. 計算書類の「株主資本等変動計算書」

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産圧縮積立金	特別償却積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	605, 813	804, 470	184	804, 654	53, 838	53, 815	7	415, 207	522, 869
当期変動額									
買換資産圧縮積立金の取崩						△199		199	—
特別償却積立金の取崩							△3	3	—
当期純損失(△)								△ 114, 387	△ 114, 387
自己株式の取得									
自己株式の処分			△184	△184				△344	△344
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									—
当期変動額合計			△ 184	△ 184		△ 199	△ 2	△ 114, 530	△ 114, 732
当期末残高	605, 813	804, 470	0	804, 470	53, 838	53, 615	5	300, 676	408, 136

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 28,756	1,904,581	62,771	△ 30	62,741	1,967,322
当期変動額						
買換資産圧縮積立金の取崩						—
特別償却積立金の取崩						—
当期純損失(△)		△ 114,387				△ 114,387
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	1,217	688				688
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 59,782	3,520	△ 56,261	△ 56,261
当期変動額合計	1,216	△ 113,701	△ 59,782	3,520	△ 56,261	△ 169,962
当期末残高	△ 27,539	1,790,880	2,989	3,490	6,479	1,797,360

6. 計算書類の個別注記表

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 有価証券…………… | 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
①市場価格のない株式等以外のもの…時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)
②市場価格のない株式等…移動平均法に基づく原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。 |
| (2) デリバティブ…………… | 時価法 |
| (3) 棚卸資産…………… | 先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している) |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 有形固定資産…………… | 定額法を採用している。なお、耐用年数は見積耐用年数、残存価額は実質的残存価額によっている。 |
| (2) 無形固定資産…………… | 定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。 |
| (3) リース資産…………… | 定額法を採用している。なお、耐用年数は見積耐用年数又はリース期間とし、残存価額は実質的残存価額によっている。 |

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

4. 引当金の計上基準

- | | |
|------------------|---|
| (1) 貸倒引当金…………… | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。 |
| (2) 製品保証引当金…………… | 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。 |
| (3) 退職給付引当金…………… | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、退職給付引当金又は前払年金費用を計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用している。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。 |
| (4) 関係会社事業損失引当金… | 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上している。 |

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に自動車及び部品の販売によるものである。加えて、製品の製造又は販売における商標・技術ノウハウ等の使用・実施の許諾に係るロイヤリティ収入を計上している。

自動車及び部品販売は、顧客に法的所有権や危険が移転し処分が可能となる顧客との契約で合意された地点に製品が到着し引き渡し完了した時点で、請求権が発生し支配が移転すると考えられるため、通常、顧客と契約で合意された方法で製品を引き渡した時点で収益を認識している。

国内販売については、自動車販売は、顧客と合意した地点に製品が到着した時点で収益を認識している。部品販売は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識している。

また当社は、主に販売店に対して特定期間の車両総販売台数や特定のモデルの販売台数等に基づき販売奨励金を支給しており、最頻値法を用いて計算した額を車両の販売時に売上高から控除している。

輸出販売については、主に船積時点で収益を認識している。

ロイヤリティ収入は、主にライセンス先（主に関係会社）の売上高に基づいて、当該売上高が計上された時点で認識している。

当社による製品の収益は顧客との契約に基づく対価にて測定され、当該金額から税務当局等の第三者のために回収する金額を除いている。

なお、自動車及び部品の販売、ロイヤリティ収入について顧客から収受する対価は、契約に基づいた販売条件により支払いを受けており、対価に含まれる金融要素に金額的重要性はない。

製品の販売における顧客との契約には、製品に材料上又は製造上の不具合が発生した場合に、無償で部品の交換又は補修を行うことを約する条項が含まれており、この保証に係る費用に対して製品保証引当金を認識している。当該引当金に係る会計方針については、重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 引当金の計上基準 (2) 製品保証引当金に記載している。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|--|
| ①ヘッジ会計の方法…………… | 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等の内、外貨建売上債権に係るもの以外については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。 |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象… | ヘッジ手段 … デリバティブ取引
ヘッジ対象 … 主として外貨建債権債務等 |
| ③ヘッジ方針…………… | リスク管理規定及びデリバティブ取引に関する権限規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク等を一定の範囲内でヘッジしている。 |
| ④ヘッジ有効性の評価方法… | ヘッジ手段とヘッジ対象の取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略している。 |

(2) 退職給付に係る会計処理… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(3) 連結納税制度の適用…………… 連結納税制度を適用している。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、グループ通算制度への移行を創設した改正（令和2年法律第8号）を織り込む前の税法の規定に基づいている。

7. 会計方針の変更

(1) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。この結果、当該期首残高に与える影響はない。

収益認識会計基準等の適用により、前事業年度の貸借対照表において前受金として表示していた金額のうち、顧客との契約に係る残高について当事業年度より契約負債として表示している。

(2) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）等を当事業年度の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用している。なお、計算書類に与える影響はない。

8. 会計上の見積り

(1) 固定資産の減損損失

連結計算書類の連結注記表6. 会計上の見積り（1）固定資産の減損損失に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。減損の認識の判定を行った結果、事業用資産に対する追加の減損損失の認識は不要と判断した。遊休資産や処分が決定された資産については1,027百万円を計上している。当事業年度の計算書類に計上している有形固定資産及び無形固定資産の合計残高は831,989百万円である。

(2) 繰延税金資産

連結計算書類の連結注記表6. 会計上の見積り（2）繰延税金資産に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。当事業年度の計算書類に計上している繰延税金資産の純額は134,012百万円である。

(3) リコール等の市場処置費用

連結計算書類の連結注記表6. 会計上の見積り（5）リコール等の市場処置費用に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。当事業年度の計算書類に計上しているサービス保証料は36,674百万円である。

9. 追加情報

(1) 車両配給契約をめぐる紛争に関連する損害賠償訴訟

2019年7月4日、アル・ダハナは当社、当社の連結子会社である中東日産会社及び持分法適用関連会社である日産ガルフに対し、車両配給契約をめぐる紛争に関連する損害賠償訴訟をドバイ第一審裁判所に提起した。2021年9月29日には一審の判決で、当社及び中東日産会社に対し1,159,777,806.50ディルハム及びその利息の支払いを命じる決定があった。

当社は契約上の義務を完全に履行していると認識しており、この判決を不服として控訴しているが、当判決を鑑み、当判決時において、判決額及びその利息の合計額である38,758百万円を「販売費及び一般管理費」に計上している。

(2) ロシアとウクライナをめぐる地政学的な問題の影響

当社は、ロシアとウクライナをめぐる地政学的な問題の影響が少なくとも一定期間続くものと仮定し、最善の見積りに基づき、当事業年度においてロシア及びウクライナ事業に関する費用を主に関係会社貸倒引当金繰入額に計上している。

しかしながら、ロシアとウクライナをめぐる地政学的な問題の影響は不確定要素が多く、今後の状況変化に応じて、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,438,199百万円
(内、リース資産 62,913百万円)

2. 保証債務等の残高

(1) 保証債務

被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容
米国日産販売金融会社	150,000	借入金(販売金融資金)の債務保証
英国日産自動車製造会社	100,926	借入金(設備資金)の債務保証
カナダ日産自動車会社	40,000	借入金(販売金融資金)の債務保証
日産サウスアフリカ会社	190	借入金(運転資金)の債務保証
従業員	※ 14,853	借入金(住宅資金)の債務保証
計	305,970	※貸倒実績率を基に貸倒引当金を計上している。

(2) 保証予約

被保証者	保証予約残高 (百万円)	被保証債務の内容
ひびき灘開発(株)	6	借入金の保証予約

(3) キープウェル・アグリーメント

当社は上記のほか以下の子会社と信用を補完することを目的とした合意書(キープウェル・アグリーメント)がある。

各金融子会社等の2022年3月末の債務残高は次のとおりである。

対象会社	対象債務残高(百万円)
米国日産販売金融会社	2,962,710
(株)日産フィナンシャルサービス	602,000
豪州日産販売金融会社	350,528
カナダ日産自動車会社	325,676
ニッサンリーシング(タイランド)社	78,652
ニュージーランド日産販売金融会社	24,319
計	4,343,886

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務(区分掲記されたものを除く)

短期金銭債権	322,581百万円
短期金銭債務	684,796
長期金銭債務	7,899

4. 偶発債務

・有価証券報告書の虚偽記載に関連した訴訟

過去の有価証券報告書の虚偽記載の結果、現在訴訟に発展している案件がある。
今後の進行状況等によっては、当社の業績に影響が生じる可能性がある。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

1,950,954百万円

営業費用

1,056,205

営業取引以外の取引による取引高

217,139

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

27,236千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損、研究開発費、繰越欠損金、繰越外国税額控除等、未払費用であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、租税特別措置法上の諸積立金である。

なお、繰延税金資産から控除されている評価性引当額は438,471百万円である。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北米日産会社	所有 直接100%	当社製品の販売先 役員の兼任	売上高 資金の貸付	581,198 —	売掛金 関係会社 長期貸付金	47,426 330,453
子会社	日産車体㈱	所有 直接50.01% 間接0.01%	当社製品の一部を 製造委託	仕入高	200,377	買掛金 その他 (前渡金) 未収入金 未払費用	61,164 11,522 6,317 2,001
関連会 社	三菱自動車工業㈱	所有 直接34.05%	当社製品の一部を 製造委託 役員の兼任	仕入高	20,066	買掛金 電子記録債務 その他 (前渡金) 未収入金 未払費用	26,627 26,204 172 16,633 78
子会社	日産インターナショナル社	所有 直接100%	当社製品の販売先	資金の借入	1,832	短期借入金 関係会社 長期借入金	73,177 20,505
子会社	日産(中国)投資有限公司	所有 直接100%	当社製品の販売先 役員の兼任	受取配当金	78,411	—	—
子会社	欧州日産自動車会社	所有 直接52.00% 間接48.00%	欧州内子会社の持 株会社及び欧州に おける業務支援	資金の借入	78,924	短期借入金	64,847
子会社	日産ファイナンス㈱	所有 直接100%	当社の国内子会社 への融資の為の資 金貸借	資金の借入 資金の貸付	307,625 76,000	短期借入金 関係会社 短期貸付金	231,873 282,000
子会社	ニッサンインターナショナルホールディングビービー	所有 直接100%	関係会社の株式を 保有	資金の貸付	1,719	関係会社 長期貸付金	143,184
子会社	エヌアールファイナンスメキシコ	所有 間接100%	当社製品の販売金 融の為の貸付	資金の貸付	—	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	41,010 20,505
子会社	NRFM Holdings LLC	所有 直接100%	子会社の持株会社	受取配当金	45,049	—	—
子会社	英国日産自動車製造会社	所有 間接100%	設備投資に伴う資 金借入の保証等	保証債務	100,926	—	—
子会社	米国日産販売金融会社	所有 間接100%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (債務保証及びキ ープウェル・ア グリーメント)	2,962,710	—	—
子会社	㈱日産フィナンシャルサービス	所有 直接100%	売掛債権の売却及 び当社製品の販売 金融のための保証 等	受取配当金 債権売却 保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	25,022 1,055,265 602,000	—	—
子会社	豪州日産販売金融会社	所有 間接100%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	350,528	—	—
子会社	カナダ日産自動車会社	所有 直接90.91% 間接9.09%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (債務保証及びキ ープウェル・ア グリーメント)	325,676	—	—
子会社	ニッサンリーシング(タイランド)社	所有 直接67.21% 間接32.79%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	78,652	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 製品及び部品の販売については、市場価格・総原価等を検討の上決定している。
- (2) 製品の購入については、提示された見積価格、現行製品の価格及び当社製品の市場価格から算定した価格を基に、検討・交渉の上決定している。
なお、部品の支給等は仕入高と相殺されており、その額は当社の原価から算定した価格を基に、交渉の上決定している。
- (3) 当社は、グループ企業との金銭貸借を行っており、利率については市場金利を勘案の上、決定している。
- (4) 100%子会社からの受取配当額については、財務状況を勘案して配当額を決定している。
- (5) 売掛債権の売却については、販売会社のユーザンス期間に応じ、市場金利を勘案して、債権売却の割引率を決定している。

その他

- (1) 日産ファイナンス㈱に対する資金の借入は、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、取引金額は期中の平均残高を記載している。
- (2) 子会社の借入金等に対して債務保証をしている。
また、債務保証の一環として、信用を補完することを目的とした合意書(キープウェル・アグリーメント)がある。
なお、米国日産販売金融会社の保証債務等には150,000百万円、カナダ日産自動車会社の保証債務等には40,000百万円の債務保証が含まれている。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	内田 誠	直接0.002%	当社代表執行役社長兼最高経営責任者	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注1)	48	—	—
役員	アシュワニ グプタ	直接0.001%	当社代表執行役最高執行責任者	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注1)	36	—	—
役員	スティーブン マー	直接0.002%	当社執行役最高財務責任者	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注1)	19	—	—
役員	坂本 秀行	直接0.002%	当社執行役副社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注1)	15	—	—
役員	中畔 邦雄	直接0.000%	当社執行役副社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注1)	13	—	—
役員	星野 朝子	直接0.002%	当社執行役副社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注1)	13	—	—
役員に準ずる者	山口 豪	直接0.000%	当社副社長執行役員	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注1)	10	—	—

(注) 譲渡制限付株式ユニット制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものである。
自己株式の処分価額は、2021年7月27日(本自己株式処分の取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定している。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	428円 61銭
1株当たり当期純損失(△)	△27円 28銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項なし。

その他の注記

該当事項なし。

記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示している。